

産業建設委員会

議案第47号 市道の廃止について

地元からの要望に伴う市道の廃止

(概 要) 地元からの要望に伴い、2路線を廃止しようとするもの。

質 疑 地元からの要望に伴う市道の廃止とはどのようなものか。また、市道の廃止後はどのようになるのか。

答 弁 今回、廃止する市道は、地区計画によって開発が予定されている場所になる。その開発の工事を進めるにあたって、先に市道の廃止をしないと開発の工事が進められないため、地元から要望があった。

地元からの要望に伴う廃止は、自治会長の同意、路線に隣接する地権者の同意など、条件がそろえば廃止できる。廃止後は、開発業者が更地にして開発を行い、新たに道路をつくったあと、要綱どおりに道路ができているかどうかを検査し、本市に帰属する手続きを行い、あらためて議会で市道の認定の提案を行う。

予算決算委員会

予算の審査は、総務、文教環境、地域福祉、産業建設の各分科会に分かれ、詳細な審査を行いました。その後、予算決算委員会の全体会においては、各分科会から審査の経過と結果の報告を受け、審査を行いました。

総務分科会

議案第37号 令和2年度鈴鹿市一般会計補正予算（第3号）

高齢運転者が設置する安全運転支援装置に対し補助金を交付

○交通安全運動費 393万9,000円

(概 要) 高齢運転者の運転操作誤りによる交通事故の抑止を目的として、70歳以上の高齢者が設置する後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置経費の一部を補助するための経費を計上するもの。

質 疑 補助金の申請、交付、周知はどのように行うのか。

答 弁 補助対象となる装置は、令和2年4月1日以降に取り付けた装置で、設置者個人からの申請に対して補助金を交付する。申請書には、装置を設置した販売店が発行する証明書の添付を求める。制度の周知は、市のホームページや老人クラブ連合会の会報への掲載、国から指定された装置の設置販売業者へのチラシの配布などを行う予定である。

